

安堵町特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条の規定による小学校又は中学校の特別支援学級（以下「特別支援学級」という。）に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、特別支援学級への就学のために必要な奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給し、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、安堵町に住所を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条に規定する学齢児童又は同法第39条第1項に規定する学齢生徒の同法第22条第1項に規定する保護者で、児童又は生徒を安堵町立の小学校又は中学校の特別支援学級に就学させており、かつ、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額が、同号に規定する需要額の2.5倍未満の世帯に属する保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第12条に規定する生活扶助及び同法第13条の規定による教育扶助を受けている者並びに安堵町就学援助費支給要綱第5条により認定を受けている者を除く。

(支給対象経費及び支給額)

第3条 就学奨励費の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）の購入費

イ 通学用品費

児童生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費

ウ 宿泊を伴わない校外活動費

児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

(2) 宿泊を伴う校外活動費

児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学科

(3) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(4) 新入学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き）の購入費

(5) 学校給食費

児童生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

(6) PTA会費・生徒会費

保護者が負担することとなる額

2 前項に定める就学奨励費の支給額は、国の特別支援教育就学奨励費補助金交付金交付要綱に準ずる。

(申請)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、毎年度教育長が定める日までに、次に掲げる書類を添付して、別に定める申請書を児童生徒が在学する学校の校長を経由して教育長に提出するものとする。

- (1) 前年中の所得を証明できる書類(源泉徴収票、給与証明書等)
- (2) その他教育長が必要と認める書類

(認定)

第5条 教育長は、前条の規定により申請書を受理したときは、延滞なく審査を行い、申請書に基づきその内容を審査し、認定するものとする。

(認定等の通知)

第6条 前条により就学援助の認定の可否を決定した場合、当該申請保護者に対し、当該児童又は生徒の認定の可否を通知するものとする。

(就学援助等)

第7条 前条の被認定者に対して、第3条に規定する就学奨励費を支給する。ただし、当該支給を、当該被認定者の児童生徒が在学する学校の学校長を通じて行うことができる。

2 学校長は、被認定者からの委任状により、当該被認定者の就学奨励費の請求、受領及び執行を行うことができる。

(支給時期)

第8条 第3条の就学奨励費の支給時期については、別に定める。

(認定の取消し等)

第9条 教育長は、次の各号に掲げる場合、被認定者に該当する者でなくなった日をもって就学奨励の認定を取り消すものとする。

- (1) 被認定者の児童又は生徒が死亡したとき。
- (2) 被認定者の児童または生徒が転出したとき。
- (3) 前2条に規定する保護者の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により就学奨励費の支給を受けたとき。
- (5) その他、教育長が就学援助の認定の取消しを必要と認めたとき。

2 教育長は、前項の保護者に対し、既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、その都度教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月14日から施行し、平成17年4月1日より適用する。

この要綱は、平成19年7月13日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。